



令和6年度盛岡市職員採用試験受験案内

受付期間 令和6年8月5日(月)
 ~ 令和6年8月23日(金)
 第一次試験 令和6年9月22日(日)
 ※移住定住・DX枠は別日

問い合わせ先 盛岡市総務部職員課人事係
 〒020-8530 盛岡市内丸12-2
 電話 019-626-7505(直通)
 URL <https://www.city.morioka.iwate.jp/shisei/1012027/index.html>
 E-mail shokuin@city.morioka.iwate.jp

<盛岡市が求める職員像>

少子・高齢化、国際化、高度情報化の進展、環境問題の深刻化など、社会環境が変化する中で、地域の課題を自らの知恵と工夫で解決していく自治体への転換が求められています。
 これらの課題に取り組み、市民の負託に応えるために、本市では人材育成基本方針に掲げる「挑戦する職員」「協働する職員」「信頼される職員」を求めています。

令和7年度に採用する盛岡市職員の採用試験を次のとおり行います。

1 職種区分、採用予定人員及び職務内容

職 種	採用予定人員	職 務 内 容
一般事務職 (高校卒程度・短大卒程度・障がい者・障がい者(社会人)・移住定住・DX(デジタル・トランスフォーメーション)・就職氷河期)	各数人	市の事業全般に関する一般事務
土木技術職 (高校卒程度・短大卒程度・移住定住)	各数人	土木工事の設計、工事監督業務等
建築技術職(移住定住)	数人	建築工事の設計、建築確認申請の審査等
技能労務職(全般)	10人程度	調理員、環境衛生技士、土木技士、用務員、運転技士、下水道技士など技能労務職としての業務
技能労務職(調理員)(任期付)	数人	調理員としての業務

※採用予定人員については、事務事業の見直し等により変更することがあります。
 ※任期付職員の任期は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までです。ただし、採用の日から3年を超えない範囲において、任期を更新する場合があります。

2 受験資格

- (1) 共通事項 盛岡市内に居住(通勤可能又は居住予定を含む。)している者
- (2) 一般事務職
次のいずれかに該当する者

区 分	受 験 資 格
高校卒程度	平成11年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。 ① 短大卒以上の学歴を有する者(令和7年3月までに卒業見込みの者を含む。) ② ①と同等の資格を有する者(大学に2年以上在学し、62単位以上取得した者、専門学校卒又は令和7年3月までに卒業見込みの者等)。
短大卒程度	平成9年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者。ただし、大学卒又は令和7年3月までに大学卒業見込みの者を除く。
障がい者	平成7年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている者。

区 分	受 験 資 格
障がい者 (社会人経験者)	昭和60年4月2日以降に生まれ、民間企業などでの職務経験が直近7年(平成29年4月1日から令和6年8月4日まで)中に通算4年以上ある者であって、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者。
移住定住枠	昭和50年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれにも該当する者。 ① 岩手県外に本社を置く民間企業などでの職務経験が直近7年(平成29年4月1日から令和6年8月4日まで)中に通算4年以上ある者。 ② 令和6年8月5日時点で岩手県外に在住し、採用に合わせて盛岡市内に移住できる者。
D X (デジタル・トランスフォーメーション)	昭和50年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれにも該当する者。 ① 民間企業などでの職務経験が直近7年(平成29年4月1日から令和6年8月4日まで)中に通算4年以上ある者。 ② 令和6年8月5日時点で独立行政法人情報処理推進機構が実施する試験(資格)のいずれかの合格証書を有する者。
就職氷河期	昭和50年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者。*職歴・学歴不問

(3) 土木技術職

次のいずれかに該当する者 **(専門課程を修めたかは問いません。)**

区 分	受 験 資 格
高校卒程度	平成9年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。 ① 短大卒以上の学歴を有する者(令和7年3月までに卒業見込みの者を含む。) ② ①と同等の資格を有する者(大学に2年以上在学し、62単位以上取得した者、専門学校卒又は令和7年3月までに卒業見込みの者等)。
短大卒程度	平成7年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者。ただし、大学卒又は令和7年3月までに大学卒業見込みの者を除く。
移住定住枠	昭和50年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれにも該当する者。 ① 岩手県外に本社を置く民間企業などでの職務経験が直近7年(平成29年4月1日から令和6年8月4日まで)中に通算4年以上ある者。 ② 令和6年8月5日時点で岩手県外に在住し、採用に合わせて盛岡市内に移住できる者。

(4) 建築技術職(移住定住枠)

昭和50年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれにも該当する者

- ① 岩手県外に本社を置く民間企業などでの職務経験が直近7年(平成29年4月1日から令和6年8月4日まで)中に通算4年以上ある者。
- ② 令和6年8月5日時点で岩手県外に在住し、採用に合わせて盛岡市内に移住できる者。

※障がい者(社会人経験者)、移住定住枠、D X枠の要件

職務経験について

- ・「民間企業など」は、会社員、自営業者、公務員、団体職員、NPOの職員として勤務したことをいいます。(正職員・派遣社員・パートなどの雇用形態は問いません。)
- ・青年海外協力隊としての活動経験(独立行政法人国際協力機構(JICA)が継続して行うもので、証明可能なものに限る。)がある方は、当該期間を職務経験年数に含むことができます。
- ・障害者総合支援法における就労継続支援事業所等での就労(訓練)は、職務経験に含みません。
- ・技術職の職務経験は次の内容に該当するものをいいます。

試験区分	職務経験
土木技術職(移住定住枠)	① 土木工事の設計又は施工管理 ② 都市計画事業等に関する土木に係る計画業務

試験区分	職務経験
建築技術職（移住定住枠）	① 建築工事の設計又は施工管理 ② 都市計画事業等に関する建築に係る計画業務 ③ 建築物の確認又は検査

経験年数について

- ・複数箇所での勤務がある場合、平成29年4月1日から令和6年8月4日までの期間中週30時間以上の勤務をそれぞれの勤務先で1年以上継続していることを要します。なお、同一期間に複数箇所勤務した場合は、いずれか一方の職歴のみ通算できます。
- ・病気休職等職務に従事していない期間（1カ月以上の休業期間が該当。）は職務経験に含みません。

在職期間証明書の提出

最終合格発表後、職務経験年数の確認のため、在職期間証明書を提出していただきます。必要な職務経験が確認できない場合は合格を取り消すことがあります。

- (5) 技能労務職（全般）*職歴・学歴不問
昭和50年4月2日以降に生まれた者
- (6) 技能労務職（調理員）（任期付）*年齢・職歴・学歴不問
要件なし

※その他

上記に該当していても、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ア 日本の国籍を有しない者（ただし、技能労務職にあつては日本国籍を有していなくても受験可能です。）
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 盛岡市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 受付期間及び受験申込

受付期間	令和6年8月5日（月）午前8時30分 ～ 8月23日（金）午後5時30分
申込方法 （Web）	市ホームページの専用応募フォーム（電子申請）により申し込んでください。 注1：電子申請後の訂正は出来ないため、申請内容に誤りがあった場合は、再度申請してください。二重申請があった場合、申請日時が最新のものを受け付けます。 注2：インターネットによる申込みができない方は、申込期限の1週間前までに職員課人事係に連絡してください。 注3：2つ以上の職種（区分）の申込みはできません。
受験票等の印刷	<ul style="list-style-type: none"> ・「移住定住枠」及び「DX枠」以外の職種 受験票作成通知メールを8月30日（金）に専用応募フォームに登録したメールアドレス宛に送信しますので、受験票及び申込書を各自印刷し、写真を貼付してください。 ※8月30日（金）中にメールが届かない場合は、9月2日（月）午前10時までに職員課人事係に連絡してください。連絡いただけない場合は、受験できなくなる可能性があります。 ・「移住定住枠」及び「DX枠」 9月13日（金）頃に受験に必要なID等を電子メールにてお伝えします。 ※9月15日（日）までにメールが届かない場合は、9月17日（火）正午までに職員課人事係に連絡してください。 ※<u>迷惑メールBOXに振り分けられている場合がありますので、ご注意ください。</u>

4 試験の日時、会場、合格発表

	日 時 ・ 会 場	合 格 発 表
第一次試験	「移住定住枠」及び「DX枠」以外の職種 ・ 令和6年9月22日（日） 受付 午前9時～午前9時30分 開始 午前10時 ・ 会場 盛岡市立厨川中学校 ※会場は予定であり、受験票作成通知メール送信時に案内します。	・ 第一次試験 令和6年10月11日（金） 午後3時頃 ・ 第二次試験 令和6年12月上旬（予定） 盛岡市庁舎前掲示板及び市ホームページに受験番号を掲示します。 なお、合格者には登録したメールアドレス宛にも通知します。
	「移住定住枠」及び「DX枠」 ・ 令和6年9月20日（金）午前9時から 9月25日（水）午後5時までの任意の日 ・ 会場 自宅等でのWeb試験となります。	
第二次試験	令和6年11月12日（火）～11月15日（金） ※試験日は予定であり、変更する場合があります。 日時及び会場は、第一次試験合格通知の際に指定します。	

5 試験の方法等

(1) 第一次試験

職 種 区 分		試 験 方 法 等
一 般 事 務 職	高校卒程度	教養試験（択一式2時間）、事務適性試験（択一式10分）、作文試験（1時間）
	短大卒程度	教養試験（択一式2時間）、論文試験（1時間30分）
	障がい者	教養試験（択一式2時間）、事務適性試験（択一式10分）、作文試験（1時間）
	障がい者（社会人）	職務能力試験（択一式1時間）、職務適応性検査（択一式20分）、論文試験（1時間30分）
	就職氷河期	論文試験（1時間30分）
土 木 技 術 職	高校卒程度	教養試験（択一式2時間）、専門試験（択一式1時間30分）
	短大卒程度	教養試験（択一式2時間）、専門試験（択一式1時間30分）
一般事務職、土木・建築技術職	移住定住枠	基礎教養試験（択一式1時間）
一般事務職	DX	論文試験
技能労務職（全般・調理員）		業務適性検査（択一式20分）、作文試験（1時間）

※作文試験及び論文試験の採点は、第二次試験において行います。

(参考) 出題分野

教 養 試 験	時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題。文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題
基礎教養試験	一般常識、言語能力、数的能力を問う問題
職務能力試験	論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な出題
職務適応性検査	社会人の職務・職場への適応性を性格傾向の面から検証する

8 給 与

(1) 初任給（令和6年4月1日現在）

一般事務職、土木・建築技術職

（高校卒） 167,900円、（短大卒） 180,500円、（大学卒） 197,800円

技能労務職（中学卒） 152,400円、（高校卒） 165,300円

初任給は、個々の職務経験年数や学歴等に応じて決定されます。通常毎年1回昇給します。

（例）

一般事務職 （大学卒業後）	年齢（採用時）	初任給
	35歳	約21万円～約24万円
	45歳	約22万円～約25万円
技能労務職 （高校卒業後）	年齢（採用時）	初任給
	35歳	約20万円～約22万円
	45歳	約21万円～約23万円

(2) 諸手当

盛岡市職員給与支給条例の規定に基づき、扶養、通勤、住居、期末、勤勉、寒冷地手当等がそれぞれの要件で支給されます。

※採用に伴い住居の移転等が生じる場合であっても、盛岡市から旅費等の支給はありません。

9 試験当日持参するもの及び試験会場 **※「移住定住枠」及び「DX枠」を除く**

(1) 試験当日持参するものは、次のとおりです。

- ・ 申込書及び受験票（最近6カ月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向きで縦5cm、横4cmの写真
を貼ったもの）
- ・ 筆記用具（HBの鉛筆4～5本、消しゴム）
- ・ 昼食（技能労務職を除く）
- ・ 上履とそれを入れる袋

(2) 試験会場には駐車場がありませんので、自動車での来場はご遠慮ください。

（第一次試験会場略図）



盛岡市立厨川中学校（盛岡市青山二丁目7-1）

鉄道：IGRいわて銀河鉄道「青山駅」下車徒歩約5分

バス：「厨川中学校前」下車 徒歩1分

盛岡市では、

盛岡市への移住・定住を考えている方、消防団、ボランティア等の地域活動に積極的に参加する方
の応募についてもお待ちしています。